

問 16. 《期限の個別延長が認められた場合の取扱い》

〔令和4年2月15日追加〕

期限の個別延長が認められたのかは、どうすればわかりますか。

<簡易な方法による個別延長の場合>

- 今回の「簡易な方法による個別延長申請」をされた方に対して、期限延長を許可する場合には、「災害による申告、納付等の期限延長通知書」の送付等による個別延長を許可する旨の通知は行わないこととしています。

- したがって、「簡易な方法による個別延長申請」により、申告と同時に延長を申し出た方については、申告書の提出後、税務署から「災害による申告、納付等の期限延長申請の却下通知書」の送付がない場合には、延長が許可されています。なお、個別延長が許可された場合の申告・納付期限は、原則として申告書を提出した日となります。
 - ※ 申告書を、郵便又は信書便を利用して税務署に提出する場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日が提出日とみなされます（国税通則法 22 条）ので、納付をする場合は納付期限にご注意ください。

<「災害による申告、納付等の期限延長申請書」による場合>

- 「災害による申告、納付等の期限延長申請書」により延長を申し出た方については、所轄の税務署長が指定した日が申告・納付期限となることから、「災害による申告、納付等の期限延長通知書」の送付等により、個別延長を許可する旨を通知することとしています。